

第21期 決算公告

2025年6月26日

広島市中区胡町1番24号
株式会社 もみじ銀行
取締役頭取 平中 啓文

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	334,750	預 金	3,238,375
現 金	27,012	当 座 預 金	182,055
預 け 金	307,737	普 通 預 金	1,904,018
商 品 有 価 証 券	677	貯 蓄 預 金	16,614
商 品 国 債	9	通 知 預 金	3,401
商 品 地 方 債	668	定 期 預 金	1,056,083
金 銭 の 信 託	1,725	そ の 他 の 預 金	76,201
有 価 証 券	706,087	譲 渡 性 預 金	10,370
国 債	216,249	コ ー ル マ ネ ー	1,495
地 方 債	86,187	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	73,943
社 債	145,245	借 用 金	198,714
株 式	14,685	借 入 金	198,714
そ の 他 の 証 券	243,720	外 国 為 替	7
貸 出 金	2,551,636	未 払 外 国 為 替	7
割 引 手 形 付	5,031	そ の 他 負 債	30,085
手 形 貸 付	16,535	未 決 済 為 替 借	206
証 書 貸 付	2,246,953	未 払 法 人 税 等	879
当 座 貸 越	283,117	未 払 費 用	2,882
外 国 為 替	3,437	前 受 収 益	904
外 国 他 店 預 け	3,197	金 融 派 生 商 品	14,124
取 立 外 国 為 替	240	リ ー ス 債 務	66
そ の 他 資 産	73,699	そ の 他 の 負 債	11,022
未 決 済 為 替 貸	239	賞 与 引 当 金	6
前 払 費 用	247	役 員 株 式 給 付 引 当 金	101
未 収 収 益	3,141	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	45
金 融 派 生 商 品	23,861	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	4,137
そ の 他 の 資 産	46,210	支 払 承 諾	7,716
有 形 固 定 資 産	31,001	負 債 の 部 合 計	3,564,999
建 物	4,348	(純 資 産 の 部)	
土 地	24,332	資 本 金	10,000
リ ー ス 資 産	60	資 本 剰 余 金	37,376
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,259	資 本 準 備 金	10,000
無 形 固 定 資 産	1,953	そ の 他 資 本 剰 余 金	27,376
ソ フ ト ウ ェ ア	1,578	利 益 剰 余 金	110,392
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	374	利 益 準 備 金	11,612
前 払 年 金 費 用	12,266	そ の 他 利 益 剰 余 金	98,780
繰 延 税 金 資 産	11,456	繰 越 利 益 剰 余 金	98,780
支 払 承 諾 見 返	7,716	株 主 資 本 合 計	157,768
貸 倒 引 当 金	△ 26,280	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 27,333
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	7,105
		土 地 再 評 価 差 額 金	7,588
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 12,640
		純 資 産 の 部 合 計	145,128
資 産 の 部 合 計	3,710,128	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,710,128

損益計算書〔 2024年4月1日から
2025年3月31日まで 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		49,465
資金運用収益	40,148	
貸出金利	26,724	
有価証券利息	10,578	
コーポレートローン利息	196	
預け金利息	1,275	
金利スワップ受入利息	1,360	
その他の受入利息	12	
役員取引等収益	6,176	
受入為替手数料	1,720	
その他の役員収益	4,456	
その他の業務収益	234	
国債等債券売却益	234	
その他の経常収益	2,906	
債却債権取立益	11	
株式等売却益	2,076	
金銭の信託運用益	0	
その他の経常収益	818	
経常費用		38,389
資金調達費用	8,104	
預金利息	3,496	
譲渡性預金利息	10	
コーポレートマネー利息	94	
債券貸借取引支払利息	4,413	
借入金利息	69	
その他の支払利息	19	
役員取引等費用	4,114	
支払為替手数料	171	
その他の役員費用	3,942	
その他の業務費用	7,880	
外国為替売買損	343	
商品有価証券売買損	19	
国債等債券売却損	6,169	
国債等債券償還損	990	
金融派生商品費用	0	
その他の業務費用	356	
営業経常費用	16,624	
その他の経常費用	1,665	
貸倒引当金繰入額	833	
株式等売却損	382	
株式等償却	4	
その他の経常費用	445	
経常利益		11,076
特別利益		102
固定資産処分益	40	
移転補償	62	
特別損失		125
固定資産処分損	125	
税引前当期純利益		11,054
法人税、住民税及び事業税	1,942	
法人税等調整額	1,774	
法人税等合計		3,717
当期純利益		7,336

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の未収配当金の計上基準
市場価格のある株式に係る、その他利益剰余金の処分による株式配当金（但し、配当財産が金銭の場合のみ。）は、発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する事業年度に計上しております。
2. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額（為替変動による評価差額を除く。為替変動による評価差額は、その他業務収益又はその他業務費用に含まれる外国為替売買損益に含む。）については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
金銭の信託における信託財産の評価は、時価法によって行っております。
5. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 6年～50年
その他 5年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、正常先債権は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率、要注意先債権は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に、今後予想される業績悪化の状況を勘案した将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
なお、経営改善計画を策定している要注意先で、特に信用リスクが大きく、債権額及び償債額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び自己査定実施部署が資産査定を実施しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、2006年度の間会計期間までは

債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、株式会社山口フィナンシャルグループ設立に伴うグループ内の基準統一により、2006年度の下半期以後、直接減額を行っていません。当事業年度末における2006年度の間会計期間末までに当該直接減額した額の残高は2,776百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金（前払年金費用を含む）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次事業年度から費用処理する方法によっております。

(4) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員への株式会社山口フィナンシャルグループ株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 投資信託解約損益の計上基準

投資信託の解約に係る処理は、取引毎に発生した解約損・解約益を相殺せず、解約損の金額は「国債等債券償還損」へ、解約益の金額は「有価証券利息配当金」へそれぞれ計上しております。

10. 収益の計上方法

収益の計上方法は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

11. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

12. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

13. グループ通算制度の適用

当行は、株式会社山口フィナンシャルグループを通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

重要な会計上の見積り

（貸倒引当金）

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

当事業年度末における当行の貸出金合計額は 2,551,636 百万円であり、これに対応する貸倒引当金の金額は 25,966 百万円であります。このうち、経営改善支援取組み先に対する貸出金合計額は 39,538 百万円であり、これに対応する貸倒引当金の金額は 13,645 百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸出金を含むすべての債権を、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び自己査定実施部署が資産査定を実施しております。資産査定においては、債務者の信用リスクの状況に応じて、財務内容を始めとする定量的な情報に加え、将来予測情報を含む定性的要因も勘案した上で債務者区分を判定しております。また、合理的で実現可能性が高い経営改善計画が策定されている等、一定の条件を充足する場合においては、その内容も加味して債務者区分の判定を実施しております。

貸倒引当金の計上につきましては、「重要な会計方針」の「8. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載のとおりであります。

②主要な仮定

当行の主たる営業基盤となっている広島県においては、人口減少や少子高齢化、事業の後継者不足・人手不足、物価高等の課題を抱えています。

当行は、これらの状況に対処するべく、地域創生や地域経済活性化を実現するための施策の一環として、事業性評価活動を実践しており、中でも経営改善支援が必要と判断した債務者を「経営改善支援取組み先」として指定し、支援に注力しております。

経営改善支援取組み先に対する債務者区分の判定は、当該支援を前提とした経営改善計画の合理性及び実現可能性の判断といった将来予測情報に対する見積り等に基づき実施しております。

なお、当行において、新型コロナウイルス感染症の影響を特に強く受けていた業種に対しては、予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって貸倒引当金を追加計上していましたが、感染症法による新型コロナウイルス感染症の分類が5類に移行するなど、経済環境に与える影響が薄れてきていること等を踏まえ、当事業年度末において当該追加引当の全額取崩を行っております。

③翌事業年度に係る計算書類に与える影響

経済情勢全般の悪化、担保価値の下落、その他予期せざる事由により、設定した基準及び損失見込額を変更する必要が生じ、貸倒引当金の積み増しをすることで、経営成績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,127百万円
危険債権額	47,910百万円
三月以上延滞債権額	66百万円
貸出条件緩和債権額	5,604百万円
合計額	61,708百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,031百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	20百万円
有価証券	122,036百万円
貸出金	294,009百万円

担保資産に対応する債務

預金	8,210百万円
債券貸借取引受入担保金	73,943百万円
借入金	190,900百万円

上記のほか、為替決済差入担保あるいは先物取引証拠金の代用として、有価証券30,996百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金、公金事務取扱担保金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金	1,216百万円
公金事務取扱担保金	17百万円
金融商品等差入担保金	6,361百万円

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、220,875百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが206,166百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,408百万円

- 6. 有形固定資産の減価償却累計額 19,973百万円
- 7. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,660百万円
- 8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は11,763百万円であります。
- 9. 関係会社に対する金銭債権総額 20,235百万円
- 10. 関係会社に対する金銭債務総額 1,189百万円
- 11. 単体自己資本比率（国内基準） 10.49%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による費用

その他取引に係る費用総額 8,460百万円

2. 関連当事者との間の取引のうち、重要なものは次のとおりであります。

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
親会社	株式会社山口フ ィナンシャルグ ループ	被所有 直接100.00%	経営管理 （注1） 資産の賃借 役員の兼務 出向者受入	資金の貸付（注2）	（平均残高） 13,589	貸出金	20,000
				利息の受取（注2）	105	未収収益	34
				システム利用料の支払 （注3）	295	前払費用	200
				出向者人件費の支払 （注4）	8,165	未払費用	1,097

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）経営管理は無償であり、手数料は支払っておりません。

（注2）一般の取引と同様な条件で行っております。

（注3）当行が使用している有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費と、それに付随する保守費相当額を支払っております。

（注4）出向契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	株式会社ワイエム保証	—	債務被保証	当行住宅ローン等に対する債務被保証（注）	78,041	—	
				保証料の支払（注）	182	未払費用	17

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）住宅ローン等に対する債務被保証については、信用保証契約に基づき行っております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、銀行業務を中心として、証券業務、クレジットカード業務など、地域密着型の総合金融サービスを展開する山口フィナンシャルグループに属しております。このため、グループとして、信用リスク、市場リスク、流動性リスクなどさまざまなリスクを抱えており、これらのリスクは、経済・社会・金融環境などの変化により、多様化・複雑化しております。こうした状況を踏まえ、グループとして、リスク管理体制の強化を重要課題の一つとして捉え、グループ共通の「リスク管理規程」を制定し、リスク管理に対する基本的な方針を明確にするとともに、経営の健全性の維持・向上に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主としてお取引先に対する貸出金であり、お取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託などであり、売買目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債については、預金、譲渡性預金を中心として、コールマネーなど市場からの調達も行っておりますが、必要な資金が確保できなくなるなどの流動性リスクのほか、金融経済環境の変化等に伴う金利リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、資産・負債に内在する市場リスクのヘッジ手段、及びお客様のニーズに応じた商品提供手段等として位置付けております。金利関連及び有価証券関連デリバティブ取引は、長期にわたり金利が固定される貸出金・預金や有価証券等に対して、将来の金利変動や価格変動が収益等に及ぼす影響を限定するためのヘッジを主目的として利用しております。また、通貨関連デリバティブ取引については、将来の為替変動に伴う収益変動等の回避、外貨資金の安定調達、及びお客様への商品提供を主目的として利用しております。なお、相場変動による収益獲得を目的とした取引については、リスクリミット及び損失限度額などの厳格な基準を定め、限定的な取扱いを行っております。

金利関連及び有価証券関連デリバティブ取引は金利や価格の変動を、また通貨関連デリバティブ取引は為替の変動を市場リスク要因として有しております。また、取引所取引以外の取引は、取引相手の財務状況の悪化等により契約不履行による損失が発生する信用リスク要因を有しております。

ヘッジ会計の利用にあたっては、事前に定められた適用要件を満たしていることを確認したうえで、繰延ヘッジを適用しております。ヘッジ手法については、主に同種類のリスクを持つ資産を特定したうえで、包括ヘッジや個別ヘッジを行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

信用格付制度の適切な運用により、お取引先の実態把握や正確な信用リスク評価に努めており、お取引先の決算期や信用状態の変化時に適時適切に格付の見直しを行うことで信用力評価の精度を高めております。

自己査定については、グループの統一基準に基づいて厳格に行い、自己査定結果に基づく償却・引当も適正に実施して、その妥当性については、検証部署による内容の検証、独立性を堅持した監査部署による内部監査を行っております。

また、個別案件審査においては、地区別審査を基本とする体制により地域特性や業種特性などを勘案したきめ細やかな審査を行うとともに、ポートフォリオ管理面でも、信用リスク計量化に基づく、格付別、業種別、地区別といったリスク管理の高度化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

市場リスクに関する管理プロセスを構築し、内在する市場リスクを特定するとともに、定量的な測定を実施しております。そのうえで、市場リスクを許容水準にコントロールするために、ALM（資産・負債総合管理）体制を導入、グループALM委員会を定期的開催し状況に応じた対応を図っております。

また、市場リスクの状況については、定期的な評価を行い、リスク・コントロールの適切性などについて、検証を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

預金による資金調達が大半を占めており、安定した調達基盤のもと、緻密な予測に基づいた資金管理を行い、主として金融市場での資金コントロールにより資金繰りを行っております。

資金繰り管理においては、流動性リスクを抑制し、安定性を確保するとともに、不測の事態に備え、流動性の高い資産を準備するなど流動性リスク管理には万全を期しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー、債券貸借取引受入担保金等の、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもの及び重要性の乏しいものは、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 金銭の信託	1,725	1,725	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	59,294	53,735	△5,559
その他有価証券(*1)	642,179	642,179	—
(3) 貸出金			
貸倒引当金(*2)	2,551,636		
	△25,966		
	2,525,669	2,502,576	△23,093
資産計	3,228,869	3,200,217	△28,652
(1) 預金	3,238,375	3,237,649	△725
(2) 譲渡性預金	10,370	10,369	△0
(3) 借入金	198,714	198,714	△0
負債計	3,447,460	3,446,734	△725
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(254)	(254)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	9,990	9,990	—
デリバティブ取引計	9,736	9,736	—

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。第24-3項の取扱いを適用した投資信託はありませんが、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は9,079百万円であります。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格

によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は外部の情報ベンダーから入手した価格によっております。投資信託は取引所の価格又は投資信託委託会社の公表する基準価額によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を無リスクの利子率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を、事業性貸出金については無リスクの利子率に内部格付区分ごとの信用コストを上乗せした利率で、消費性貸出金については同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

約定期間が短期間（1年以内）のもの、又は変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期間（1年超）で固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、株式関連取引（株式指数先物）、債券関連取引（債券先物）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1) (*2)	2,173
組合出資金 (*3)	2,440

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について4百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△19

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	59,294	53,735	△5,559
	小計	59,294	53,735	△5,559
合計		59,294	53,735	△5,559

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025年3月31日現在)

該当ありません。

4. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	11,034	6,134	4,900
	債券	250	250	0
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	250	250	0
	その他	103,215	95,462	7,752
	小計	114,499	101,847	12,652
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	1,477	2,094	△616
	債券	388,137	420,331	△32,194
	国債	156,954	179,371	△22,417
	地方債	86,187	91,093	△4,906
	社債	144,995	149,865	△4,870
	その他	138,065	157,870	△19,805
	小計	527,680	580,296	△52,616
合計		642,179	682,143	△39,963

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金は上表には含まれておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,527	299	324
債券	61,698	156	6,026
国債	58,783	136	5,999
社債	2,915	19	26
その他	28,860	1,842	200
合計	92,087	2,297	6,552

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおり定めております。

時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合は、「著しく下落した」と判断しております。ただし、株式及びこれに準ずる有価証券については、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、発行会

社の信用リスク（自己査定における債務者区分、外部格付等）、過去の一定期間の下落率を勘案して、「著しく下落した」かどうかを判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当事業年度の損益に含ま れた評価差額（百万円）
運用目的の金 銭の信託	1,725	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年3月31日現在）

該当ありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

その他有価証券評価差額金	12,612 百万円
貸倒引当金	8,328
減損損失	139
減価償却費	139
有価証券有税償却	99
その他	1,401

繰延税金資産小計

22,720

評価性引当額

△5,667

繰延税金資産合計

17,052

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	3,246
退職給付引当金	1,691
退職給付信託返還益	507
退職給付信託設定益	136
その他	14

繰延税金負債合計

5,596

繰延税金資産の純額

11,456 百万円

当行は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.46%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.36%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は304百万円増加し、その他有価証券評価差額金は361百万円増加し、繰延ヘッジ損益は93百万円減少し、法人税等調整額は35百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は118百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当事業年度
役務取引等収益	5,857
預金・貸出業務	2,077
為替業務	1,720
証券関連業務	780
代理業務	72
保護預り・貸金庫業務	49
その他の業務	1,157
その他経常収益	174
顧客との契約から生じる経常収益	6,031
上記以外の経常収益	43,433
外部顧客に対する経常収益	49,465

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「10. 収益の計上方法」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当行の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益については、軽微であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当行では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれる重要な金融要素はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 333円14銭

1株当たりの当期純利益金額 16円84銭